

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 運送業務等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 積付け、積込み又は取卸し（第十七条）</p> <p>第四節（第九節（略））</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 運送業務等</p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 運送業務</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 積込み又は取卸し（第十七条）</p> <p>第四節（第九節（略））</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 運送業務</p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p>

四 運賃、料金(第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

九 第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九条(第十六条(略))

第三節 積付け、積込み又は取卸し

(積付け、積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節(第六節(略))

第七節 運賃及び料金

四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

(新設)

八 品代金の取立てを委託するときは、その旨

九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九条(第十六条(略))

第三節 積込み又は取卸し

(積込み又は取卸し)

第十七条 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

(新設)

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節(第六節(略))

第七節 運賃及び料金

第三十二条・第三十三条（略）

（積込料又は取卸料）

第三十三条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第三十三条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等が必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

第三十二条・第三十三条（略）

（新設）

（車両留置料）

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等が必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）